

景観形成ガイドライン～公共空間編～について

本日の審議・報告内容

- ① 前回部会からの修正・変更箇所の報告
- ② PT 打合せの報告（推進方策（第 5 章）の内容について）

1. 前回の景観部会での指摘事項に対する修正箇所、変更箇所

【修正箇所】

ページ	指摘事項	修正
p.2	公開空地が公共空間に入るか分かり辛い。民間の公共空地も含むと明確に記述すべきでは。	公共空間の定義を修正。 図をブラッシュアップするとともに、公共空間の連続性に関するイメージ図を追加。 アイレベルの写真を追加。
p.2	公共空間のイメージは、作業中とのことだがどのようなイメージか。 アイレベルの視点が入ると良い。	
p.18	複合化の流れをどう方針に反映するか	方針 3 に記述を追加。
p.36	夜間景観について東京都の公共施設等のライトアップ基本方針を参考にしてはどうか。	p.36 にコラムにして紹介。
p.39	「シマトネリコ」は現在マンション外構等で価格やローメンテナンスのため多用されている樹種である。推奨樹種として挙げるに適当かは疑問がある。庭的な空間の演出であれば、シラカシやミズキ等が考えられるが参考事例には植栽されていないだろうか。	シマトネリコを削除。
p.42	指定管理者に設計意図を継承する仕組みはどう考えるか。	方針 11 取組 2 に管理・運営を委ねる際に設計意図を継承する旨を記述。
p.44	リノベーション時に施設の記憶を大切にするという考えが必要。	方針 12 取組み 1～3 までに記述。
	既存樹木の保存に関する記述が必要。	

p.74	デザイン検討部会への報告のタイミングは基本設計段階のみなのか。言いつばなしではなく、都度部会への報告などを実施するべきでは。	基本設計が固まる少し前の段階で、部会に報告するのが適切であると考えている。また適宜、部会等へ報告を行う。
------	--	--

2. PT 打合せの報告

日時：2月6日 PT ミーティング

(公園緑地課・施設整備課・道路整備課・学校施設課・都市計画課)

①景観カルテの運用について

- ・部会に掛ける案件について、各所管課においてカルテ（自己評価シート）を作成。
- ・このカルテ及び設計等で利用している図面をもとに部会に掛けることを想定。
- ・カルテを各課にてアーカイブ化し、管理することで、施設の整備や修繕などを行う際の資料として活用することを想定。

②景観審議会デザイン検討部会への報告・相談について

一定の規模以上の公園や施設を対象に、部会への相談・報告をするスキームとしたい。報告の時期については、事業の規模や内容により、大きく異なってくると考えている。

(PT 意見)

- ・小規模公園（児童遊園など）の新設を都度報告するのは現実的に難しい。
⇒敷地面積が一定以上などの要件を設けて管理。
- ・報告の時期だが、ある程度絵が出来ていないと難しいのでは。
⇒基本設計が固まる少し前に報告するのが適切ではないか。

各課にて供覧し、課内周知および意見集約を依頼中。